無電柱化の推進

で 平成 26 年 9 月 2 日付け 国土交通省大臣官房長あて総務省行政評価局長通知

総務省管区行政評価局(北海道、関東、中部、近畿、九州)及び京都行政評価事務所が、 平成26年4月から8月にかけて、無電柱化対策に関する調査(地域計画調査)を実施した 結果、改善を要する事項がありましたので、貴省業務の参考までに通知します(別紙1)。

また、本調査の結果、無電柱化を推進する上での全国的な課題が認められましたので、 通知します(別紙2)。

つきましては、関係部局への周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、無電柱化の推進についての貴省の取組状況につきましては、無電柱化の重要性に 鑑み、当省としても引き続き注視することとしており、今後、必要に応じ本通知への対応 状況等を把握させていただくこともありますので、申し添えます。

(別紙1):1頁~5頁 (別紙2):6頁~7頁

(別紙1)

1 電線共同溝整備後における対応が不十分

(1) 電線共同溝整備後も電柱又は架空線が未撤去

【北海道管区行政評価局】

(調査結果)

電線共同溝完成後、電線類が残存したままとなっている。

(改善所見)

北海道開発局は、電線共同溝整備済みの道路については、既存占用許可物件についても可能な限り撤去することが望ましいことから、電線共同溝整備済みの道路上に架空線が残存している事例がある場合には、その理由の把握に努め、協議会の場を利用する等して、架空線所有者に架空線の撤去を要請するなど必要な措置を講ずるほか、今回、当局が指摘した事例についても、協議会の場を利用する等して、架空線を撤去するよう要請する必要がある。

(調査結果)

電線共同溝の占用許可を受けながら4年以上未入溝となっているものがみられる。

(改善所見)

北海道開発局は、占用者の未入溝理由を適切に把握するとともに入構が促進されるよう努め、現に電線共同溝に入溝済みとなっている占用者に対しても、電共法等の適正な運用を図る観点から所要の指導を行う必要がある(1(3)関連)。

【中部管区行政評価局】

(調査結果)

- ・ 電線共同溝整備後も一部の電柱が長期にわたり撤去されないままとなっている (第一次緊急輸送道路含む。)。
- ・ 中部ブロック協議会は施工状況を把握しているが、電柱が撤去されていない状況を施工完了扱いとしており、把握結果は実態を正確に反映していない。

(改善所見)

中部地方整備局は、電線共同溝整備済区間内において、電柱が撤去されないことにより道路の安全かつ円滑な交通が損なわれることがないようにするとともに、震災等の発生後の緊急輸送に支障が生じないようにするため、①既存電柱・電線管理者に対し、電線共同溝への入溝後は早期に電柱・電線を撤去するよう指導を行うこと。併せて、②今回、当局が指摘した事例について早期撤去を指導すること、更に、③道路管理者と電線管理者との間で、撤去されないままとなっている電柱を把握する方法、及び把握した場合に適時・適切に連携を図って早期撤去するため相互に情報共有する方法を検討する必要がある。

一方、④現在中部ブロック協議会において把握しているとしている事業の進捗状

況の区分については、電線共同溝設置工事完了後、既存電柱の抜柱を把握した上で 判断するようにされたい。

【近畿管区行政評価局】

(調査結果)

電線共同溝事業実施後の電柱撤去を推進するための抜柱会議を開催しているが、長期にわたり撤去されないままとなっている。

(改善所見)

近畿地方整備局は、電柱等の早期撤去を図るために、次の措置を講ずること。 抜柱会議等により、電線類の未敷設、電柱の未撤去等の進捗状況等を把握すると ともに、電線共同溝整備計画に沿って早期に電線共同溝への電線類の敷設、電柱等 の撤去が図られるよう、更に道路管理者及び電線管理者が連携・調整を密にして双 方が協働で取り組むこと。

(調査結果)

- ・ 電線共同溝事業完了後に管路不具合が判明し、電線管理者が電線共同溝に敷設 できないものがみられる。
- ・ 電線共同溝事業以外で無電柱化されたため、電柱等の撤去を積極的に働きかけ できないものがみられる。

(改善所見)

近畿地方整備局は、無電柱化が適切かつ速やかに、計画的に推進されるよう、事業の進捗状況を的確に管理し、次の措置を講ずる必要がある。

① 管路不具合、引込み管路追加施工箇所等の発生原因を把握し、その発生をできるだけ少なくなるよう必要な措置を講ずるとともに、早期に電線管理者による電線共同溝への電線類の敷設ができるよう必要な措置を講ずること。

また、管内の道路管理者に対し、上記①について周知すること。

② 協議会事務局である近畿地方整備局は、電線共同溝事業以外により無電柱化された箇所にある架空線等の撤去についても、協議会等の機会を活用するなどして、道路管理者と電線管理者双方が協働して電柱等の撤去について取り組むよう、協議会構成員に対して、助言・支援に努めること。

【京都行政評価事務所】

(調査結果)

電線共同溝整備後、長期にわたり抜柱が行われておらず、今後の予定も不明となっている。

(改善所見)

近畿地方整備局(京都国道事務所)は、無電柱化の事業における電線共同溝整備 事業の効果が早期に発現されるよう、次の措置を講ずる必要がある。

① 電線共同溝の整備が完了した区間について、電線管理者及び交通管理者との調

整・連携を強化するなどして、引き続き未抜柱の原因の把握・分析を行うとともに、早期の対応を図ること。

- ② 事業実施以前から、連絡会議等の場を通じて、交通管理者との間で抜柱を円滑に進めるための調整の強化を図ること。
- ③ 電線共同溝事業の円滑な実施のため電線共同溝事業実施に不可欠な地上機器の設置、引込み管路に係る沿道住民への周知方法等について、電線管理者が参加する電線共同溝事業開始前の打合せや抜柱会議等の各種機会を活用して、市町村とも連携しつつ、電線管理者へ働きかけるとともに電線管理者と協力することにより沿道住民との合意形成に一層努めること。

【九州管区行政評価局】

(調査結果)

電線共同溝整備後、架空線が残存したままとなっている。

(改善所見)

九州地方整備局は、直轄国道における電線共同溝整備事業について、電線共同溝本体工事後の進捗状況、事業終了時の現況等を的確に把握するため、抜柱完了までの間に、電線共同溝整備計画等を活用するなどして、進捗管理及び電線管理者等との情報連携を徹底する方法を検討する必要がある。

(2) 電線共同溝整備後の占用許可の手続が遅延

【近畿管区行政評価局】

(調査結果)

電線共同溝事業完了後、電線共同溝占用許可を出すまでに約4年を要しているものがみられる。

(改善所見)

近畿地方整備局は、無電柱化が適切かつ速やかに、計画的に推進されるよう、事業の進捗状況を的確に管理し、次の措置を講ずる必要がある。

電線共同溝事業完了後、できるだけ速やかに電線管理者に占用許可を出すよう努めること。

また、管内の道路管理者に対し、上記について周知すること。

(3) 電線共同溝の管理が不適切

【北海道管区行政評価局】

(調査結果)

電線共同溝法に基づく届出が行われておらず、管理台帳にも必要事項が掲載されていないものがみられる。

(改善所見)

北海道開発局は、占用者の未入溝理由を適切に把握するとともに入構が促進され

るよう努め、現に電線共同溝に入溝済みとなっている占用者に対しても、電共法等 の適正な運用を図る観点から所要の指導を行う必要がある(1(1)再掲)。

(調査結果)

電線共同溝の鍵の管理に係る事務手続が適正に行われていないものがみられる。 (改善所見)

北海道開発局は、電線共同溝の保安の徹底及び適正な入出溝の励行確保を図る観点から、占用者に対する鍵返納届及び入構(作業)完了届の確実な提出に関する指導を的確に行い、電線共同溝の管理に万全を期する必要がある。

【近畿管区行政評価局】

(調査結果)

- ・ 電線共同溝管理規程に基づき作成することになっている収容物件の敷設状況に 係る管理台帳への未記載等がみられる。
- ・ 鍵の貸出しが規程どおりに行われていないものがみられる。
- 事故発生時における緊急連絡系統図の記載内容に誤りがみられる。

(改善所見)

近畿地方整備局は、電線共同溝管理規程等に基づき維持管理を適切に行うこと。また、管内の道路管理者に対して、上記について周知するよう努めること。

2 緊急輸送道路における無電柱化の整備が低調

【近畿管区行政評価局・京都行政評価事務所】

(調査結果)

- 緊急交通路の無電柱化の実績が低調
- ・ 京都府内における緊急輸送道路の無電柱化の整備状況は、全国的に見て低い。 (改善所見)

協議会事務局である近畿地方整備局は、大規模災害発生時における応急対策の確保の観点から、無電柱化推進計画の策定及び無電柱化事業実施に当たり、緊急交通路・緊急輸送道路を重点的、優先的に行う箇所として電線管理者等の協力の下合意を図り、協議会・地方部会の構成員がこれに沿って計画的に無電柱化を図ることについて協議する必要がある。

3 無電柱化に係る住民への周知・啓発が不足

【近畿管区行政評価局·京都行政評価事務所】

(調査結果)

- ・ 無電柱化に係るホームページの掲載内容が古く(平成 10 年時点)、更新されていない。
- 無電柱化に係る周知等を行っていないものがみられる。
- 無電柱化事業の計画の公表が行われていないものがある。

(改善所見)

近畿地方整備局は、無電柱化に係る住民の理解を深め、無電柱化を計画的に推進するために、次の措置を講ずること。

- ① 自らのホームページで公表している無電柱化に係る内容を更新すること。
- ② 協議会事務局である近畿地方整備局は、無電柱化の効果等の周知等を行っていない構成員に対して、協議会等の機会を活用して住民に周知等を行うよう助言・支援に努めること。
- ③ 近畿地方整備局は、路線・箇所名、整備予定延長、事業実施予定時期等を明示した無電柱化事業の計画を管内の国道事務所ごとに公表に努めるとともに、協議会事務局である近畿地方整備局は、構成員に対して、協議会等の機会を活用して、各構成員の上記内容の推進計画の公表について検討するよう助言・支援に努めること。

さらに、近畿地区、大阪地区、京都地区等の無電柱化事業の全体像が分かるよう、協議会及び各部会において承認された推進計画の概要の公表について、関係者に働きかけるなど、必要な措置を検討すること。

(調査結果)

電線共同溝事業で不可欠な地上機器の設置や民家への引込の周知が不十分となっている。

(改善所見)

近畿地方整備局は、電線共同溝事業の円滑な実施のため、電線共同溝事業実施に不可欠な地上機器の設置、引込み管路に係る沿道住民への周知方法等について、電線管理者が参加する電線共同溝事業開始前の打合せや抜柱会議等の各種機会を活用して、市町村とも連携しつつ、電線管理者へ働きかけるとともに電線管理者と協力することにより沿道住民との合意形成に一層努める必要がある。

(別紙2)

1 無電柱化の様々なニーズを考慮したより適切な指標の設定

現行の「無電柱化率」は、無電柱化の実態や無電柱化対策の進捗状況を的確に表しているか、無電柱化対策に求められている様々なニーズを考慮したものとなっているか疑問がある。また、「無電柱化率」の指標は関係機関において活用されているとは言い難い。

このため、電柱化対策に求められている様々なニーズを考慮した上で、関係機関と連携・協力し、無電柱化対策の円滑な実施のためのより適切な指標を設定する必要がある。

(説明)

- 無電柱化対策には、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝法」という。)の目的に掲げられた安全かつ円滑な交通の確保、景観の整備のほかに、近年では災害の防止、歴史的街並みの保全、観光の振興、地域の活性化、復興に向けた街づくりといった様々なニーズがあり、電線共同溝法等に基づく地中化方式による整備を基本としつつ、地域の実情に応じて、地中化方式以外の無電柱化方式も活用するものとされている。
- 「社会資本整備重点計画」(平成 24 年 8 月 31 日閣議決定)においては、市街地等の幹線道路の無電柱化率を平成 28 年度末に 18%とする目標が設定されている。現行の「無電柱化率」は、市街化区域等の国道・都道府県道の道路延長から算出されており、市町村道の道路延長が除かれているほか、電柱が設置されていないトンネル・橋梁等に係る道路延長が含まれている。その上、電線共同溝完成済み区間については「無電柱化率」の分子に算入されているが、下記 2 のとおり、電線共同溝完成済みであっても電柱・電線類が撤去されていない状況がみられた。また、無電柱化対策の実施により電柱が減少する一方で、宅地開発等により電柱が増加している状況もみられた。

以上のことから、現行の「無電柱化率」は無電柱化の実態や無電柱化対策の進 捗状況を的確に表しているか、無電柱化対策に求められている様々なニーズを考 慮したものとなっているか疑問がある。

○ 都道府県・政令市ごとの「無電柱化率」は公表されているが、都道府県・政令市ごとに「無電柱化率」の目標が設定されているわけではなく、無電柱化事業の実施予定箇所の計画をとりまとめる地方ブロック無電柱化協議会の構成機関はいずれも「無電柱化率」の算出(測定)方法を承知していないとしている。また、国土交通省が「無電柱化率」を算出する際に使用している無電柱化データベースについても、関係機関に共有されておらず、「無電柱化率」の指標は関係機関において活用されているとは言い難い。

2 電線共同溝完成済み箇所における電柱・電線類の撤去の徹底

電線共同溝事業については、関係機関が連携・協力の上、完成済み箇所において 電柱・電線類が撤去されているか把握し、電柱・電線類の撤去を徹底する必要があ る。

(説明)

- 電線共同溝事業は、電線類が地中化され、地上の電柱・電線類が撤去されては じめて効果が発現するものである。
- しかしながら、当省の調査の結果、
 - ・ 大阪国道事務所においては、電線共同溝完成済み箇所における電柱・電線類の撤去状況を把握しているが、電線共同溝完成済み 49 箇所のうち、電柱・電線類の撤去が完了しているものが 16 箇所にとどまっており、電線共同溝完成済みであっても 480 本の電柱は撤去の予定も立っておらず、電線共同溝完成済み箇所の占用許可が出されてから 12 年以上経っても電柱が撤去されていない事例もある。
 - ・ 他の調査対象地方整備局・国道事務所の中には、電線共同溝完成済み箇所に おける電柱・電線類の撤去状況を把握しておらず、電線共同溝完成済み箇所に おいて電柱・電線類が撤去されていない箇所等がある。

という状況がみられた。